

男鹿市告示第51号

男鹿市子育て短期支援事業実施要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市子育て短期支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童福祉施設等の保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という。）において児童を一定期間、養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする男鹿市子育て短期支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、男鹿市とする。

2 男鹿市は、この事業の一部を社会福祉法人等に委託することができる。

(実施施設)

第3条 実施施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、あらかじめ市長が委託した児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院等とする。

(事業の種類)

第4条 本事業の種類は、短期入所生活援助（ショートステイ）事業とする。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、本市に居住し、かつ、保護者の疾病、育児疲れ、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、出張、公的行事への参加、養育環境等に課題があり児童自身が一時的に保護者と離れることを希望するなどの事由により、家庭における養育が一時的に困難となる児童とする。

(利用期間)

第6条 事業の利用期間は、7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合は、必要最小限の範囲内で延長することができる。

(実施方法)

第7条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、男鹿市子育て短期支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。ただし、特に緊急やむを得ない場合にあっては、申請等の手続きは事後であっても差し支えないものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査の上、利用の可否を決定し、当該申請書が到達した日から起算して10日以内に、男鹿市子育て短期支援事業利用決定通知書（様式第2号）又は男鹿市子育て短期支援事業利用却下通知書（様式第3号）を申請者に通知するとともに、利用の決定をしたときは、男鹿市子育て短期支援事業施設利用決定通知書（様式第4号）を実施施設に通知するものとする。

3 前項の規定による利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の内容を変更しようとするときは、男鹿市子育て短期支援事業利用変更申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、特に緊急やむを得ない場合にあっては、申請等の手続きは事後であっても差し支えないものとする。

4 市長は、前項の変更における申請があった場合は、速やかにその内容を審査し適当と認めたときは、男鹿市子育て短期支援事業利用変更決定通知書（様式第6号）又は男鹿市子育て短期支援事業利用変更却下通知書（様式第7号）を申請者に通知するとともに、利用内容の変更を認めたときは、男鹿市子育て短期支援事業施設利用変更決定通知書（様式第8号）を実施施設に通知するものとする。

(利用の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を取り消すことができる。

- (1) 第1条に掲げる要件を満たさなくなったとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により利用の決定を受けたとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない事情により事業の継続が困難であると市長が認めたとき

2 市長は、前項の規定により利用の取消しをしたときは、男鹿市子育て短期支援事業利用取消通知書（様式第9号）により対象児童の利用者及び実施施設に通知するものとする。

(事業終了の報告)

第9条 実施施設は、利用事業終了後に男鹿市子育て短期支援事業委託業務実施終了報告書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

(経費の負担)

第10条 市長は必要な経費から利用者負担分を減じた額の支弁をするものとする。

2 実施施設は、別表に定める利用者負担額を申請者へ請求し、市長が負担するものについては、男鹿市子育て短期支援事業委託料請求書（様式第11号）により市長へ請求するものとする。

(遵守事項)

第11条 実施施設及びその職員は、その業務を遂行するに当たり、利用者の人権を尊重するとともに、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 実施施設は、事業実施時に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族及び市長等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 男鹿市子育て短期支援事業（短期入所生活援助（ショートステイ）事業）実施要綱（平成30年4月1日施行。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、この告示の施行の日前までに、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第10条関係）

区分	利用者負担額（1日あたり）
・生活保護世帯 ・市民税非課税のひとり親世帯 ・児童自身が利用を希望した世帯	0円
・市民税非課税世帯 ・市民税課税のひとり親世帯	1,000円
・市民税課税世帯	2,000円

備考

- ひとり親世帯とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のないもので現に児童を扶養しているものの世帯をいう。
- 児童自身が利用を希望した世帯とは、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望し、市が児童福祉法第25条第2項に規定する支援対象児童等として事業の利用を必要と認め支援計画を交付又は交付予定の世帯とする。
- 利用者負担額の市民税課税・非課税は申請日の属する年度分（申請日が4月又は5月の場合は、

申請日の属する年度の前年度分) とする。